

国立大学法人鳴門教育大学研究データポリシー

令和 4 年 10 月 12 日

学 長 裁 定

目的

鳴門教育大学（以下「本学」という。）は、「鳴門教育大学憲章」の基本理念において、「自由な学問の府として、学術・文化の継承と発展に寄与し、真理を探究する批判的な精神をもって、平和で健全な社会の建設に向けた創造的役割を担うこと」を、研究目標において、「個人の自発性と創意を尊重」・「研究活動における公共性と倫理性を重視」することを掲げている。

また、国際動向を踏まえたオープンサイエンスを推進することも、大学として寄与すべきと考える。

そこで、本学で行われる研究について、多様な研究成果を適切に管理し、本学の将来への資源とするとともに、可能な限り利活用を図り、社会と共有することで、本学の理念・研究目標達成をめざし、もって本学の発展はもとより、豊かな未来社会の実現に貢献することを目的とし、研究データの管理、公開及び利活用に関するポリシーを以下のように定める。

研究データの定義

本ポリシーが対象とする「研究データ」とは、本学における教育・研究活動の過程で研究者によって収集又は生成された情報を指し、デジタルか否かを問わない。

研究データの管理等

研究データの管理、公開及び利活用の方法は、それを収集または生成した者が、法令及び本学の規程、その他これに準ずるものの範囲内ならびに他の者の権利及び法的利益を害さない範囲内において、決定することができる。

研究に携わる者の責務

自らが管理する研究データについて、前項に掲げる範囲内において、適切に管理し、可能な限りそれを公開し、利活用を促進する。

大学の責務

本学は、研究データの管理、公開及び利活用を支援する環境の整備を推進する。

その他

本ポリシーは、社会や学術状況の変化に応じて適宜見直しを行うものとする。

国立大学法人鳴門教育大学研究データポリシー 解説

令和4年10月12日

1 国立大学法人鳴門教育大学研究データポリシー（以下「ポリシー」という。）の骨子

ポリシーは、次に掲げる事項を前提に策定されたものである。

- (1) 研究データの管理、公開及び利活用の方法は、それを収集・生成した者が主体的に決定できること
- (2) 収集・生成した者は、自らが収集・生成した研究データを適切に扱うべきであること
- (3) 本学は、その研究データの管理等の活動を支援すべきであること

2 目的

ポリシーは、鳴門教育大学憲章に基づき、策定する。

3 研究データの定義

- (1) 研究データとは、本学における教育・研究活動を通じて取り扱うデータをいう。
- (2) デジタルか否かは問わない。
- (3) 研究データには、収集または生成したデータだけでなく、それらを解析または加工して作成したデータも含まれる。
- (4) 研究データには、次に掲げる研究活動で取り扱うデータが含まれる。
「観測データ」、「試験データ」、「調査データ」、「実験ノート」、「メディアコンテンツ」、「プログラム」、「標本」、「史資料」、「論文」、「発表予稿」、「講演資料」等
- (5) 研究データには、次に掲げる教育活動で取り扱うデータが含まれる。
「教科書」、「配布資料」、「講義スライド」、「講義映像」、「補助教材」及びそれらを作成するための素材等
- (6) 研究データには、学外の研究者や講師が、共同研究、施設利用、学術講演会、公開講座等、本学における学術活動を通して収集または生成したデータが含まれる。
- (7) 本学に採用されるまでに在籍した機関で収集または生成した研究データであって、本学在籍中にこれらを保持している場合には、ポリシーの対象となる。

4 研究データの管理等

- (1) 研究データを収集または生成した者は、原則として、管理・公開・利活用についての決定権を有し、これらを本学が一方的に定めることはない。ただし、その決定は、法令及び本学関係規程に規定される範囲にとどまり、当該データについて第三者が権利や法的利益を持つ場合（データが第三者の著作物や個人情報を含んでいる場合等）には、それらを害してはならない。

- (2) 研究データの管理とは、データの収集、生成、整理、解析、加工、共有、保存、破棄等、教育・研究活動の開始から終了までの研究データの取扱いを定め、これを実践することをいう。
- (3) 研究データの公開とは、研究データを他の者が利用できる状態にすることをいう。
- (4) 研究データの利活用とは、公開された研究データを用いて、より多くの知的成果等を生み出すための行為をいう。

5 研究に携わる者の責務

- (1) 研究に携わる者とは、本学における教育・研究活動を主体的に担う者をいう。ただし、教育を受けること及び教育・研究活動を事務的に支援する者は、該当しない。
- (2) 研究に携わる者は、異動または退職する場合、その管理する研究データの取扱いをあらかじめ決めなければならない。

6 大学の責務

本学は、研究支援として、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 研究データを管理するためのデータプラットフォームの提供
- (2) 研究データ管理計画等、研究データの管理に関する計画及び行動の支援
- (3) 研究データを公開するためのデータリポジトリの提供
- (4) 公開する研究データのメタデータ作成の支援
- (5) 研究データの共同研究や産学連携、アウトリーチ、授業等での利活用の支援
- (6) 研究データに関する契約、法務等の支援
- (7) 研究データ管理の取組みの奨励及び実績の評価
- (8) 研究データの管理、公開、利活用に関わる規程・実施要項等の制定・改廃
- (9) 研究データの管理、公開、利活用に関する啓発活動